

定額減税(源泉所得税関係)説明会のご案内

定額減税制度については、「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、今後、大綱に沿った税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

そのため、実施に当たり、源泉徴収義務者の皆様に制度の理解を深めていただき、必要な準備を進めていただくため、定額減税説明会を開催します。

【説明会の主な内容】

DVD 上映を中心に定額減税制度の概要及び事務手続を説明
※「定額減税特設サイト」においてもDVDと同じ内容の動画を配信(令和6年3月中旬以降)しますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

LINE による 事前予約制

- ①詳細は特設サイトへ
- ②令和6年3月1日(金)より受付しております

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和6年4月16日 10時00分～ 11時30分	土浦税務署 3号館第2会議室 (土浦市城北町4番15号)	30名 【事前予約制】 (申込期限: 4月12日)	土浦税務署 法人課税第二部門 TEL029-822-8624(直通)
令和6年4月19日 13時00分～ 14時30分	土浦税務署 3号館第2会議室 (土浦市城北町4番15号)	30名 【事前予約制】 (申込期限: 4月17日)	土浦税務署 法人課税第二部門 TEL029-822-8624(直通)
令和6年4月23日 10時00分～ 11時30分	土浦税務署 3号館第2会議室 (土浦市城北町4番15号)	30名 【事前予約制】 (申込期限: 4月19日)	土浦税務署 法人課税第二部門 TEL029-822-8624(直通)
令和6年5月8日 13時00分～ 14時30分	土浦税務署 3号館第2会議室 (土浦市城北町4番15号)	30名 【事前予約制】 (申込期限: 5月2日)	土浦税務署 法人課税第二部門 TEL029-822-8624(直通)
令和6年5月14日 10時00分～ 11時30分	土浦税務署 3号館第2会議室 (土浦市城北町4番15号)	30名 【事前予約制】 (申込期限: 5月10日)	土浦税務署 法人課税第二部門 TEL029-822-8624(直通)
令和6年5月21日 13時00分～ 14時30分	土浦税務署 3号館第2会議室 (土浦市城北町4番15号)	30名 【事前予約制】 (申込期限: 5月17日)	土浦税務署 法人課税第二部門 TEL029-822-8624(直通)

○ 税務署にお問い合わせいただく際は、税務署の代表電話にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

○ 会場の駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

定額減税制度に関する一般的なご相談を受け付けております。

【定額減税コールセンター(仮称)】

電話番号: 0570-02-4562

受付時間: 9:00～17:00(土日祝除く)

【国税相談専用ダイヤル】

電話番号: 0570-00-5901

受付時間: 8:30～17:00(土日祝除く)

定額減税制度に関する情報は、国 【特設サイトへ】

税庁ホームページの「定額減税制度特設サイト」をご覧ください。

掲載情報については、随時最新情報に更新しています。



土浦税務署

(令和6年3月)